

本庄市、美里町、神川町、上里町におけるパートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定の締結について

本庄市では、令和 3 年 4 月 1 日から本庄市パートナーシップ宣誓制度を開始しています。このたび、美里町、神川町、上里町が令和 4 年 4 月 1 日よりパートナーシップ宣誓制度を開始することに伴い、本庄市及び児玉郡内 3 町における「パートナーシップ宣誓制度の自治体間連携に関する協定」を締結します。これにより、パートナーシップ宣誓制度利用者が 1 市 3 町間で転居した際の宣誓証明書等の発行手続きが簡易になり、当事者の負担軽減を図ります。

1. 協定名：パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定

2. 協定の締結日：令和 4 年 2 月 21 日（月）

3. 協定締結式：

（1）日 時 令和 4 年 2 月 21 日（月） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 00 分

（2）場 所 本庄市役所 3 階 庁議室

（3）出席者 本庄市長、美里町長、神川町長、上里町長
（予定）

（4）次 第 1. 出席者紹介、協定の趣旨説明
2. 各首長より挨拶
3. 協定の締結（協定書への署名、記念撮影）

4. 協定内容

（1）連携の開始日：令和 4 年 4 月 1 日（金）

（2）連携の概要

転出元の自治体へのパートナーシップ宣誓証明書等の返還手続きが不要になります。また、転出先の自治体への手続は、提出書類が一部省略でき、転出先で新たな証明書等が交付されます。



○添付資料

- ・ パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定書（案） 1 部
- ・ 協定による当事者の負担軽減イメージ図 1 部

問合せ先

○本件記事に関すること 市民生活部 市民活動推進課 多文化共生係

担当：野本、鈴木

電話：0 4 9 5 （ 2 5 ） 1 1 1 8

○広報全般に関すること 企画財政部 広報課 担当：鳥羽

電話：0 4 9 5 （ 2 5 ） 1 1 5 5

【協定による当事者の負担軽減イメージ図】

(パートナーシップ宣誓制度とは)

双方または一方が、L G B T Qなどの性的マイノリティであるカップルが、パートナーシップの関係にあることを宣誓し、自治体が公に証明する制度です。

このことにより、例えば賃貸契約における同居への理解や病院等での面会の同意機会が得られやすいなどのパートナーとしての社会的理解を得られやすくなることが期待されています。

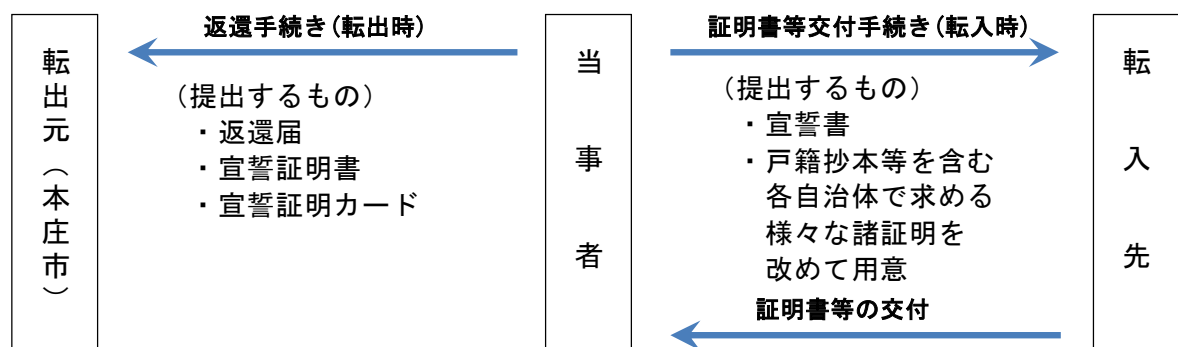
(自治体間の協定による効果)

パートナーシップ宣誓を行い、パートナーシップ宣誓証明書等の交付を受けた二人が市外へ転出した場合には、通常は交付を受けた転出元の自治体に証明書等を返還するとともに、転入先の自治体に同様の制度がある場合には、改めてその自治体で宣誓を行い証明書等を交付してもらう必要があります。

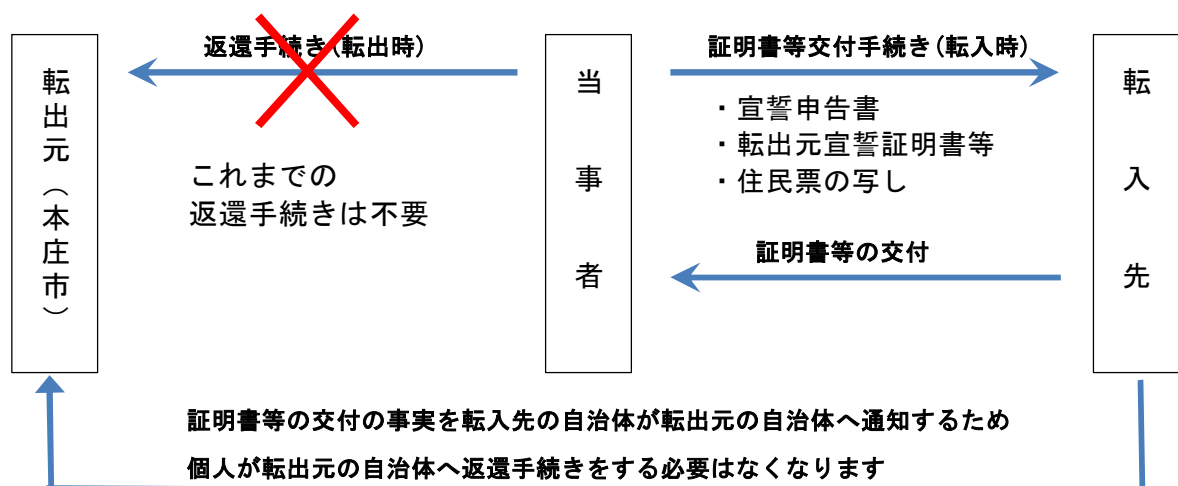
こうした転出・転入時の手続きを簡略化し、当事者の負担軽減を図るため自治体間の協定を締結するものです。

※住民基本台帳法による転居手続きは必要です。

○これまでの手続き



○協定を締結した自治体間での手続き



パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定書（案）

本庄市、美里町、神川町及び上里町（以下「構成市町」という。）は、パートナーシップ宣誓制度（以下「宣誓制度」という。）に係る自治体間連携について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この規定は、現にパートナーシップ宣誓制度を利用する2人の者（以下「当事者」という。）の住所異動に伴う宣誓制度に係る手続きの負担軽減を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 この協定の対象者は、構成市町間で住所の異動をする当事者とする。

（連携方法）

第3条 構成市町は、当事者から転入前に宣誓を行った旨の申告を受けたときは、所定の要件を確認の上、パートナーシップ宣誓証明書及びパートナーシップ宣誓証明カード（以下「証明書等」という。）を交付するものとする。

2 前項の規定により証明書等を交付したときは、当該証明書等を交付した事実とともに、当事者の住所、氏名、生年月日の申告に係る事項を、添付資料の写しと併せて、転入前の構成市町に通知するものとする。

（定めのない事項）

第4条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は構成市町が協議して定めるものとする。

(協定書の発効)

第5条 この協定は令和4年4月1日から発効する。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、各構成市町が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和4年2月21日

本庄市長

美里町長

神川町長

上里町長

「本庄にエールを！対象店舗で PayPay 残高でのお支払いで最大 20%戻ってくる」キャンペーンを実施します。

本庄市では、昨年 PayPay 株式会社と「キャッシュレス推進に関する包括連携協定」を締結しています。この協定に基づき、PayPay を活用したキャンペーンを実施し、市内の消費活性化を図り、中・小規模事業者を支援するとともに、市内におけるキャッシュレス決済導入を促進します。



- 期 間：令和４年２月１日（火）～28 日（月）
- ポイント付与上限：
 - 1,000 円相当（1 回あたり）、5,000 円相当（期間中）
- 内 容：市内の対象店舗で、期間中に PayPay 残高で支払いをした場合、決済金額の最大 20%の PayPay ボーナスを後日付与
- 対象店舗：市内の PayPay が利用できる店舗等（約 650 か所）
（病院・調剤薬局・大手チェーンなど一部対象外店舗を除く）

○添付資料 キャンペーンチラシ 1 部

問合せ先

- 本件記事に関すること 経済環境部 商工観光課 担当：仲原
電話：0495（25）1175
- 広報全般に関すること 企画財政部 広報課 担当：鳥羽
電話：0495（25）1155



新規加盟店募集

本庄にエールを！

第3弾

PayPay残高でのお支払いで

最大

20%
戻ってくる

※対象店舗でPayPay残高、またはPayPay決済に紐づけたヤフーカード、またはPayPayあと払い(一括のみ)対象
※決済日の翌日から起算して30日後にPayPayボーナスを付与、PayPayボーナスは出金・譲渡不可



キャンペーン期間: 2022年2月1日▶2月28日まで

本庄市内のPayPay加盟店にて、期間中にPayPay残高でお支払いすると、最大20%のPayPayボーナスが戻ってくるキャンペーンを行います！

本キャンペーン実施に伴い、対象店舗となる新規店舗募集中！（※一部対象外業種あり）

まだPayPayに加盟していない事業者様はこの機会にどうぞお申込みください。

※すでにPayPay加盟店となられている店舗は、申請不要で本キャンペーンの対象となります。（一部の店舗を除く）
※キャンペーン内容は予告なく変更される場合がございますので、PayPayキャンペーンページをご確認ください。

お申込み締切: 1月6日(木)
※裏面の申請書をFAXしてください。

【事業者向け】



本庄市 PayPay

検索

経済環境部 商工観光課
☎ 0495-25-1175
FAX 0495-25-7750



本庄市 × PayPay

本庄にエールを！

PayPay残高でのお支払いで

第3弾

最大

20%
戻ってくる

※対象店舗でPayPay残高、またはPayPay決済に紐づけたヤフーカード、またはPayPayあと払い(一括のみ)対象
※決済日の翌日から起算して30日後にPayPayボーナスを付与、PayPayボーナスは出金・譲渡不可

キャンペーン期間

2022年2月1日▶2月28日まで



対象店舗

本庄市内の
PayPay加盟店
※病院・調剤薬局・大手チェーンなど
一部対象外店舗を除く

ボーナス付与上限

1,000円相当／回
5,000円相当／期間

【一般向け】

本庄市は、PayPay株式会社と「キャッシュレス推進に関する包括連携協定」を締結しており、この協定に基づいて、PayPayを活用したキャンペーンを実施し、市内の消費活性化を図り、中・小規模事業者を支援するとともに、市内におけるキャッシュレス決済の導入を推進します。

PayPayをはじめよう！

さあPayPayをはじめよう！

アプリをダウンロードして
アカウント登録をしよう！

登録ができたなら「銀行口座の連携」や
「セブン銀行、ローソン銀行ATM」でPayPay残高へチャージをしよう！

登録方法 簡単1分

まずはPayPayアプリをダウンロード！



1. PayPayアプリをダウンロード
2. SMS(メッセージ)で認証コードを受信
3. 電話番号とパスワードを入力
4. 受信した4桁の認証コードを入力

登録完了

銀行口座の連携からチャージ

*登録前に「本人確認」を実施ください。
*通帳/キャッシュカード/暗証番号/ワンタイムパスワードなどの情報が必要となります。(必要な情報は各銀行によって異なります。)



1. アプリトップから「...」
「銀行口座登録」を選択
2. チャージ用の銀行口座を選択
以降は各銀行ごとの
手順で登録を進めます
3. チャージ用口座の登録が完了
PayPay残高に
チャージ可能となります

銀行ごとの登録方法は
こちらから確認

セブン銀行、ローソン銀行のATMから現金チャージ

*セブン銀行、ローソン銀行に口座がない方も現金チャージをすることができます。



1. ATMで「スマートフォンでの
取引」または「スマホ取引」を
選択
2. アプリを開き「チャージ」から
「ATMチャージ」を選択
ATMに表示されたQRコードを読み取る
3. アプリに表示された番号を
ATMに入力する
4. ATMで金額を決定後
入金し確定

*チャージ後の残高はアプリの残高画面で確認ができます。*ローソン銀行ATMをご利用の場合はおつりが出ません。
*ATMチャージは株式会社セブン銀行の登録商標です。 *画像は全てイメージです。

初心者スマホ教室



キャッシュレス決済の促進を図るため、スマートフォンの使い方やキャッシュレス決済の利用方法をわかりやすく説明するため、初心者向けのスマホ教室を開催します。
日程や会場など詳しくは広報ほんじょうお知らせ版(12月15日号)又は市ホームページをご覧ください。



新規加盟希望申請書

お申込みをご希望の方は、こちらをご記入の上、FAXにてご連絡ください。

業種	
店舗名	
担当者名	
店舗住所	
連絡先	

訪問希望日

※10時30分～17時00分の間でご都合の良い時間をご記入ください。
現地営業担当がお店に訪問し手続きを行わせていただきます。

第1希望			第2希望			第3希望		
日程	月	日	日程	月	日	日程	月	日
時間	時	分	時間	時	分	時間	時	分

FAX送付先: 0495-25-7750(本庄市商工観光課)

お申込み締切: 1月6日(木)

※すでにPayPay加盟店となられている店舗は、申請不要で本キャンペーンの対象となります。(一部の店舗を除く)
※キャンペーン内容は予告なく変更される場合がございますので、PayPayキャンペーンページをご確認ください。

八幡神社で「節分祭」が開催されます

この祭事は、児玉八幡神社の節分祭として例年近所の皆さまが榊受けに訪れます。

榊受けに訪れた方は、拝殿に昇って神官のお祓いを受け、神殿より福榊、八幡神社古来よりの伝承に基づく「廿延命筵の杓文字（にじゅうえんめいむしろのしゃもじ）」を受けます。

また、ハズレなしの福引きがあり、福景品が当たります。年男（ここでは家主の意）による追儺祭（ついなさい）が執り行われます。



（福榊と廿延命筵の杓文字）



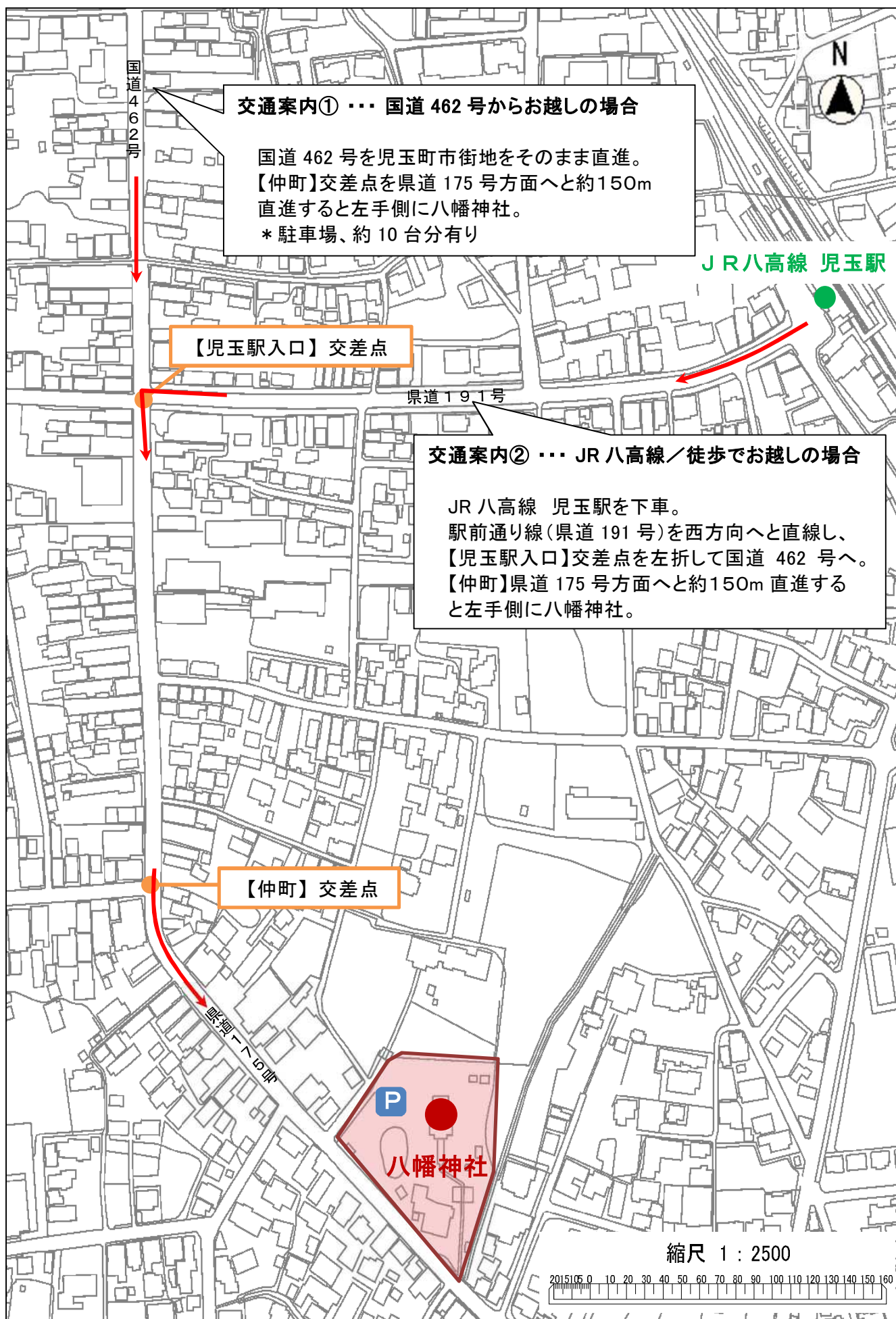
（福引きの様子）

- 日 時：令和４年２月３日（木）午前７時～午後６時
- 場 所：本庄市児玉町児玉 198 八幡神社
- 交 通：関越自動車道 本庄児玉 IC から 5.4km（車で 12 分）
ＪＲ八高線 児玉駅から 850m（徒歩で 10 分）
- 内 容：榊受け 1,500 円（福榊、御札、延命杓文字、開運旗、福引商品）
福引きあり
年男追儺祭式典（御祈禱・豆まき）①午後３時～ ②午後３時 30 分～
- その他：トイレ あり 駐車場 あり（約 10 台）
- 問合せ：八幡神社社務所 ０４９５（７２）２６５６

○添付資料 案内図 １部

お問合せ先

- 本件記事に関すること 経済環境部 支所環境産業課 産業係 担当：吉岡
電話 ０４９５（７２）１３３４
土日 ０４９５（７２）１３３１
- 広報全般に関すること 企画財政部 広報課 担当：鳥羽
電話 ０４９５（２５）１１５５



本庄早稲田の杜ミュージアム

全国的にも極めて希少な埴輪 弓形埴輪の公開を開始



本庄早稲田の杜ミュージアムでは、本庄市展示室の常設展示の一部を変更し、全国的にも極めて希少な弓形埴輪の公開を開始します。

この弓形埴輪は、高さ約 80 cmで、小山川クリーンセンター（東五十子地内）の建設工事に伴う発掘調査で出土した資料です。

公開日 １月 29 日（土）～

展示場所 本庄早稲田の杜ミュージアム本庄市展示室

開館時間 午前 9 時～午後 4 時 30 分

入館料 無料

休館日 月曜日（休日の場合は翌日）

問合せ先

- 本件記事に関すること 教育委員会事務局 文化財保護課 担当：松橋・太田
電話：０４９５（７１）６８７８
- 広報全般に関すること 企画財政部 広報課 担当：鳥羽
電話：０４９５（２５）１１５５

東五十子 19 号墳出土の弓形埴輪

■ 概要

出土遺構：東五十子 29 号墳（本庄市東五十子所在）

年 代：6 世紀後半

調査原因：児玉郡市広域市町村圏組合小山川クリーンセンター建設工事に伴う発掘調査

調査組織：東五十子遺跡調査会

調査時期：平成 9 年度

調査報告：『東五十子 川原町』東五十子遺跡調査会 2002（平成 14 年）

■ 東五十子 29 号墳

東五十子古墳群は本庄市東五十子地内の小山川を望む本庄台地上に展開する古墳群である。5 世紀後半から 6 世紀にかけて築造された直径 10～20m の小規模な円墳を主体に構成され、これまでの調査で 31 基の古墳が確認されている。弓形埴輪を出土した東五十子 29 号墳は直径約 17m の円墳で、周堀から円筒埴輪のほか家・靱・大刀・人物・馬などの形象埴輪片が出土している。古墳の築造年代は円筒や家型埴輪の特徴から 6 世紀後半と判断される。

■ 弓形埴輪の特徴

本資料は基底部から粘土紐を円筒形に積み上げて下半の台部と上半の弓幹（ゆがら）を成形している。最上部に末弭（うらはず）を造形し、この部分に粘土紐を一周させた後、弓幹に沿って下方へ延ばし、弦は表現している。本弭（もとはず）に相当する部分は欠損し、どのような表現であったのかは不明である。台部は上位に一对の円形透孔がある。欠損している台部と弓の境界には、他例を参考に一条の突帯を復原した。復原高約 80 cm。

■ 弓形埴輪の評価について

弓形埴輪は全国的にもきわめて希少な資料で、これまでに群馬県内で 3 例が報告されているのみである。埴輪として弓を表現することの難しさが、製作数に反映しているとも考えられる。本資料は弓形埴輪を造形という困難な課題に挑戦した製作者たちの工夫の跡が窺える興味深い資料である。

群馬大学所蔵の高塚古墳出土例は、円筒形に成形した弓幹の先端に末弭を表現し、弦は末弭をひと回りした後、弓幹に沿って下方へ延びている。東京大学所蔵の高崎市岩鼻出土例も単体で弓を表現しているが、弓束を表し、弓腹に樋を刻み、弦を付している。藤岡市白石出土例は、砲弾状の本体側面に弓幹と弦を貼り付け、弓幹に弓束（ゆづか）を表現している。

東五十子 29 号墳出土資料は、弓束の有無を確認できないものの、単体で樋のない弓柄を表現している。末弭の形状も類似することから既存の弓形埴輪の中では、高塚古墳出土例に近い形状であったと推測される。